

## 老人保健法 負担割合に変更があった方に 新医療受給者証を お送りしました

1か月の自己負担限度額			
負担割合	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	入院時の食事代
一定以上所得者	2割 40,200円	※1 72,300円+1% (40,200円)	1日 780円
一般	1割 12,000円	40,200円	1日 780円
住民税非課税世帯の方 (低所得者)	1割 8,000円	※2 24,600円	※1 1日 650円 (1日 500円)
		15,000円	1日 300円

※1 「1%」は医療費が361,500円を超えた分の1%。  
( )内の額は過去12か月間に4回以上の高額医療費の支給があった場合。  
※2 ( )内の額は過去12か月で90日を超える入院の場合。

**限度額適用・標準負担額減額認定の申請**  
老人保健法の医療受給対象者で、住民税非課税世帯の方は、申請すると上表の低所得者区分Ⅱ、または区分Ⅰの認定が受けられ、1か月の自己負担限度額が減額されます。  
なお、本人および世帯員が住民税の申告をしていない場合は、認定は受けられません。

**補助金**  
対象 おおむね百世帯以上で構成される組織  
補助金額 2万円と1世帯当たり50円  
※1組織につき1回に限り交付します。  
●腕章の貸出  
対象 補助金交付対象外の組織(2世帯以上)  
貸出個数 5世帯当たり1個(9世帯以下の場合2個)

**市では、安全・安心まわりの取り組み、防犯活動を行う組織に、次の支援策を設けていますので、ぜひご活用ください。**  
市役所1階 ☎042(346)9538

**最近、宅地内の下水道・排水設備の調査・清掃作業を依頼する場合は、作業内容・費用などを納得してから依頼してください。**  
また、市では「小平市指定下水道工事店」を指定していますので、排水設備の維持管理などにご利用ください。なお、ご不明な点は問い合わせください。

**平成17年度採用市職員募集**  
募集職種 一般事務  
採用予定人数 10人程度  
応募資格 昭和55年4月2日以降昭和62年4月1日までに生まれた方  
試験日 9月19日(日)  
提出書類 ①採用試験申込書、受験票(50円切手をはったもの)、写真票、返信用封筒(本人のあて先を記載、80円切手をはったもの)各1通 ②写真(縦4枚×横3枚)の証明用。採用試験申込書と写真票にはってください。2枚提出書類を問合せ先へ送付  
問合せ 職員課人事係 (〒187-8701 小平市役所) ☎042(346)9514  
※郵送などで請求する

**平成17年度採用市職員募集**  
場合は、応募職種を明記のうえ、百40円切手をはった返信用封筒(角型2号)を同封して、問合せ先まで請求してください。  
※小平市ホームページから採用試験要項・試験申込書類をダウンロードできます。  
申込み ▽持参:8月20日(金)から24日(火)まで(土曜・日曜日を除く)に、提出書類を職員課人事係(市役所3階)へ持参  
▽送付:8月24日(火)まで(消印有効)に、提出書類を問合せ先へ送付  
問合せ 職員課人事係 (〒187-8701 小平市役所) ☎042(346)9514

老人保健法では、8月1日現在の世帯状況と前年の所得(平成16年度住民税課税状況)に基づく負担区分の判定を、毎年定期的に行っています。  
今回、負担割合の変更があった方には、新たに医療受給者証をお送りしました。

**基準収入額適用申請**  
住民税の課税所得金額が百24万円以上で一定以上の所得者に該当する場合でも、老人保健法の医療受給対象者および同一世帯の70歳以上の方の収入の合計額が基準収入額6百37万円(単身世帯は4百50万円)未満の方は、届け出れば右表の「一般」の区分となり、1割負担に軽減されます。  
問合せ 高齢者福祉課医療係(市役所1階) ☎042(346)9538

**推薦方法** 8月9日(月)から20日(金)までに、所定の推薦書(問合せ先にあります)と写真を問合せ先へ  
表彰日 11月9日(火)  
問合せ 産業振興課 ☎042(346)9534

**調査に当たっては、調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。**  
調査地域 上水本町二丁目・二丁目・三丁目、花小金井二丁目  
問合せ 東京都総務局統計部人口統計課毎月勤労統計係 ☎03(53388)2534

**第27回賃貸住宅(都民住宅)あき家入居者(待機者)募集**  
主な申込資格  
①都内在住・在勤の方  
②同居親族(内縁、婚約者を含む)のいる方  
③都が定める所得収入基準の範囲内であること  
④確実な連帯保証人を立てられる方(指定法人管理型を除き、保証

**市役所(本庁)は毎週土曜日も開庁**  
午前8時30分～午後0時15分  
※住民票の写し・印鑑登録証明書・税関係証明書などの交付や市税納付など一部業務での試行です。

**農業に触れ合うチャンス**  
技術講座(8月～12月、開講式8月26日(木)、講義4回、実習10回)を受講して新鮮で良質な農産物の生産を行います。  
対象 定期的にボランティア活動が可能な、原則として市内在住の20歳以上の健康な方  
募集人数 10人程度  
※今回は、野菜作りのための講座を予定。市内農家での実技および援農活動は、3人から4人程度のグループ単位となります。  
申込み 8月16日(月)まで(必着)に、往復はがきに「援農ボランティア希

**地震に備えて**  
食糧、飲料水、燃料など非常時の備えはできていますか  
望」と明記し、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号を記入のうえ、東京むさし農業協同組合小平支店指導課(〒187-0032 小川町2-11827)へ(申込み多数の場合は抽選)  
問合せ 産業振興課 ☎042(346)9533

**お詫びと訂正**  
市報7月5日号掲載の「小平市長総合計画基本構想審議会委員決まる」の表中、鳥居守幸委員の氏名は鳥居守幸委員の誤りでした。お詫びして訂正します。  
〈企画財政部計画調整

## 第28回 技能功労者表彰推薦を受付

平成16年度小平市技能功労者の表彰を行います。技能功労者(業種別団体)、商店会、自治会などの代表を通じて、ふさわしい方を推薦してください。  
なお、この表彰は推薦が原則ですが、本人の申し出も受け付けます。

進の指導・育成にあたり、市の産業振興に貢献した技能者で、次の要件をすべて満たしている方  
▽市内に5年以上継続して居住している  
▽同一技能職経験が30年以上あり、平成16年11月10日現在で満60歳以上  
▽現に技能職に従事しているか指導的立場にあり、同業者および後進の模範となっている

東京では、労働行政の基礎資料とするため、常用労働者が1～4人の事業所を対象に、そこで働く方の給与、労働時間などを調べる毎月勤労統計調査特別調査を8月に実施します。なお、調査票に記入いただいた内容などは、統計以外の目的には使用されません。

市報7月5日号掲載の「小平市長総合計画基本構想審議会委員決まる」の表中、鳥居守幸委員の氏名は鳥居守幸委員の誤りでした。お詫びして訂正します。  
〈企画財政部計画調整

市報7月5日号掲載の「小平市長総合計画基本構想審議会委員決まる」の表中、鳥居守幸委員の氏名は鳥居守幸委員の誤りでした。お詫びして訂正します。  
〈企画財政部計画調整

市報7月5日号掲載の「小平市長総合計画基本構想審議会委員決まる」の表中、鳥居守幸委員の氏名は鳥居守幸委員の誤りでした。お詫びして訂正します。  
〈企画財政部計画調整

市報7月5日号掲載の「小平市長総合計画基本構想審議会委員決まる」の表中、鳥居守幸委員の氏名は鳥居守幸委員の誤りでした。お詫びして訂正します。  
〈企画財政部計画調整

市報7月5日号掲載の「小平市長総合計画基本構想審議会委員決まる」の表中、鳥居守幸委員の氏名は鳥居守幸委員の誤りでした。お詫びして訂正します。  
〈企画財政部計画調整

**市立学校 教頭人事**  
( )内は前職  
退職日7月31日付  
▽小平第二小学校教頭 佐々木愛子  
転入日8月1日付  
▽小平第二小学校教頭 福岡勲(東村山市立大谷小学校主幹)

市報7月5日号掲載の「小平市長総合計画基本構想審議会委員決まる」の表中、鳥居守幸委員の氏名は鳥居守幸委員の誤りでした。お詫びして訂正します。  
〈企画財政部計画調整

市報7月5日号掲載の「小平市長総合計画基本構想審議会委員決まる」の表中、鳥居守幸委員の氏名は鳥居守幸委員の誤りでした。お詫びして訂正します。  
〈企画財政部計画調整